



2021年4月7日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 山下 哲生
(コード番号：3751 東証第一部)
問 合 せ 先 総務人事部長 湊田 隆記
TEL (03) 4476-8000 (代表)

新株予約権無償割当て差止めの仮処分決定に対する保全異議の申立ての結果に関するお知らせ

日本アジアグループ株式会社（以下「当社」といいます。）が2021年3月22日開催の当社取締役会において決議いたしました新株予約権の無償割当てについて、当社が2021年4月5日付で公表いたしました「新株予約権無償割当て差止めの仮処分決定に対する保全異議の申立てに関するお知らせ」に記載のとおり、当社株主である株式会社シティインデックスイレブンスにより当該新株予約権の無償割当ての差止め請求に係る仮処分の申立てがなされ、2021年4月2日付で東京地方裁判所において差止仮処分決定がなされたため、当社は、2021年4月5日付で、東京地方裁判所において、当該決定に対する保全異議の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行いました。本日、東京地方裁判所より、下記1.の内容の決定書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決定の概要

(1) 決定日

2021年4月7日

(2) 決定の内容

債権者（株式会社シティインデックスイレブンス）と債務者（当社）との間の東京地方裁判所令和3年（ヨ）第20045号新株予約権無償割当て差止仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和3年4月2日にした仮処分決定を認可する。

異議申立費用は債務者（当社）の負担とする。

2. 当社の今後の対応

本申立てについて、当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、当社は、東京高等裁判所に保全抗告の申立てを行うことを検討しております。開示すべき事項が生じましたら、適時開示して参ります。

以 上